

九級

- ノ又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 八 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
- 九 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ貽スモノ
- 十 兩側ノ鬚丸ヲ失ヒタルモノ
- 一 兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ(標準賃金百五十日分以上)
- 二 一眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ
- 三 兩眼ニ半盲症又ハ視野狹窄ヲ貽スモノ
- 四 一耳ヲ聾シタルモノ
- 五 一手ノ拇指又ハ他ノ三指ヲ失ヒタルモノ
- 六 一手ノ拇指ヲ併セ二指又ハ拇指以外ノ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 七 一足ノ第一趾ヲ併セ三趾以上ヲ失ヒタルモノ
- 八 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 九 一眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ(標準賃金百二十日分以上)
- 十 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ貽スモノ
- 十一 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ貽スモノ
- 十二 一手ノ示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
- 十三 一手ノ拇指又ハ他ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 十四 一足ノ第一趾ヲ併セ三趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ
- 十五 一足ノ第一趾ヲ併セ三趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ

十級

- 一 一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ(標準賃金四十日分以上)
- 二 一眼ニ半盲症ヲ貽シ又ハ視野狹窄又ハ變狀ヲ貽スモノ
- 三 兩眼ニ睫毛禿ヲ貽スモノ
- 四 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ貽スト雖從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ
- 五 一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ
- 六 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 七 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
- 八 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 九 一足ノ第一趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 十 局部治癒シタルモ頑固ナル神經症狀ヲ貽スモノ

十一級

- 一 一眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ(標準賃金三十日分以上)
- 二 一眼ニ半盲症ヲ貽シ又ハ視野狹窄又ハ變狀ヲ貽スモノ
- 三 兩眼ニ睫毛禿ヲ貽スモノ
- 四 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ貽スト雖從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ
- 五 一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ
- 六 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 七 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
- 八 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 九 一足ノ第一趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 十 局部治癒シタルモ頑固ナル神經症狀ヲ貽スモノ

十二級

- 一 一眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ(標準賃金九十日分以上)
- 二 兩眼ノ眼球又ハ眼瞼ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ貽スモノ
- 三 一耳ノ聽力四十七センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
- 四 背柱ニ畸形ヲ貽スモノ
- 五 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ
- 六 一手ノ示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 七 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ
- 八 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 九 一眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ(標準賃金六十日分以上)
- 十 一眼ノ眼球又ハ眼瞼ニ調節機能障害又ハ運動障害ヲ貽スモノ
- 十一 一眼ノ眼瞼ヲ缺損シタルモノ
- 十二 一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ
- 十三 一上肢又ハ一下肢ノ關節ニ機能障害ヲ貽スト雖從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ
- 十四 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
- 十五 男子ノ外貌ニ著シキ醜痕ヲ貽スモノ

十三級

- 一 一眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ(標準賃金二十日分以上)
- 二 一眼ノ眼瞼ヲ缺損シタルモノ
- 三 一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ
- 四 一上肢又ハ一下肢ノ關節ニ機能障害ヲ貽スト雖從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ
- 五 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
- 六 一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 七 一足ノ第一趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 八 一足ノ第一趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 九 局部治癒シタルモ頑固ナル神經症狀ヲ貽スモノ
- 十 視力ヲ測定スル場合ニ於テ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ、視標ハ萬國共通視力標ニ依ル
- 十一 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ第一關節其ノ他ハ第二關節以上ヲ失ヒタルモノト云フ
- 十二 指又ハ趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一關節ノ中以上ヲ失ヒ又ハ屈伸不能ヲ來シタルモノト云フ
- 十三 四趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノト云フ

十四級

- 一 上肢又ハ下肢ノ露出面ニ手掌大ノ醜痕ヲ貽スモノ(標準賃金二十日分以上)
- 二 一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 三 一手ノ小指以外ノ指ノ骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
- 四 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
- 五 局部ニ疼痛其ノ他ノ神經症狀ヲ貽スモノ
- 六 視力ヲ測定スル場合ニ於テ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ、視標ハ萬國共通視力標ニ依ル
- 七 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ第一關節其ノ他ハ第二關節以上ヲ失ヒタルモノト云フ
- 八 指又ハ趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一關節ノ中以上ヲ失ヒ又ハ屈伸不能ヲ來シタルモノト云フ
- 九 四趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノト云フ

第一 勞働者災害扶助責任保險ニ付スル事業ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事トスルコト

第二 保險スベキ扶助責任ノ範圍ハ左ノ如キモノトスルコト但シ第三號ノ療養ニ必要ナル費用ノ限度ハ政府之ノ定

勞働者災害扶助責任保險法施行令案要綱